



平成26年6月13日

各 位

会 社 名 アイフル株式会社
代 表 名 代表取締役社長 福田 吉孝
(コード番号：8515 東証第1部)
問合わせ先 財 務 部 長 山内 郁雄
T E L 075-201-2010

事業再生計画期間の終了及び金融支援の継続に関するお知らせ

アイフル株式会社（以下「当社」といいます。）及びライフカード株式会社（以下、当社及びライフカード株式会社をあわせて「当社グループ」といいます。）は、平成21年12月24日に開催した債権者会議（当時の対象事業者は当社、株式会社ライフ、株式会社マルトー及び株式会社シティズ。以下同じ。）において、対象債権者の皆様から借入金債務の弁済スケジュールの変更を主な内容とする事業再生計画について同意をいただき、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（現 産業競争力強化法）所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）が成立したことにより、事業再生計画の内容に基づき対象債権者の皆様に金融支援をいただいておりますが、平成26年6月10日に事業再生期間中の最終弁済を履行し、同年7月10日をもって事業再生計画期間が終了することとなりました。

また、同年7月10日時点での残存債務につきましては、本日開催した債権者会議において対象債権者の皆様の同意により、債務の一部を弁済したうえで、金融支援を継続していただくことが決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯

平成21年12月24日に開催した債権者会議において、対象債権者の皆様から借入金債務の弁済スケジュールの変更を主な内容とする事業再生計画について同意をいただき、事業再生ADR手続が成立いたしました。

当該事業再生計画期間中においては、事業再生計画に基づく金融支援を受ける一方、事業分野の集約、営業資産・事業規模の縮小に対応したコスト構造を実現するための経営合理化策を実行し、徹底した経費削減によって財務体質及び収益性の改善に取り組んで参りました。

その結果、事業再生計画期間中の対象債権者の皆様への弁済総額は、当初の計画弁済額である760億円を上回る1,104億円となり、平成26年7月10日をもって事業再生計画期間が終了することとなりました。

また、同年7月10日時点での残存債務1,617億円については、本日開催した債権者会議において対象債権者の皆様の同意により、債務の一部を弁済したうえで、金融支援を継続していただくことが決定いたしました。

2. 金融支援の概要

平成26年7月10日現在の残存債務1,617億円のうち、一部については、当社が新たに金融機関から借入れ等をしたうえで対象債権者の皆様に弁済を行います。

当該一部弁済後の残存債務の一部については、当社が一定の減額率の下で一定の対象債権を買い取る、又は一定の対象債権の保有者に対し、平成32年4月30日を償還期限とした利率が年8%の新規発行社債（以下「社債」といいます。）との交換募集を行うことを予定しております。

また、当該一部弁済、対象債権の買取り及び社債発行後の残存債務527億円については、弁済スケジュールを変更させていただきました。

3. 業績に対する影響及び今後の見通し

当社グループは、平成26年5月13日に発表した「平成26年3月期決算短信」に記載のとおり、業績予想の開示を行っておりません。業績への影響を精査し、業績の開示が可能な状況となりましたら、速やかに開示させていただきます。

関係者の皆様には多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。対象債権者の皆様はもとより、株主、お取引先及び当社グループをご利用いただいているお客様をはじめ、すべての関係者の皆様のご支援、ご期待にお応えすることができるよう全力を尽くして参る所存でございます。

引き続きのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上